

樂寿莊通所介護事業所

【 運営規程 】

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人楽寿会が開設する楽寿荘通所介護事業所（以下「事業所」という）が行う通所介護の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員または看護職員、介護職員等の者が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の職員は、要介護者等の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他生活全般にわたる援助及び機能訓練を実施する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 居宅生活者が要介護状態等であっても、居宅で生活ができるよう通所介護により、利用者の機能の維持改善及び日常生活上の世話をを行うことにより、利用者ならびに家族の介護負担軽減を図ることを目的とする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

【名称】 楽寿荘通所介護事業所

【所在地】 福島県いわき市四倉町上仁井田字横川74番地の1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 職員の職種員数及び職務内容

- | | | | |
|----------|------|------|-------------------------|
| 1. 管理者 | 1名 | (兼務) | 事業所全般を統括・管理 |
| 2. 生活相談員 | 2名以上 | | 利用者の生活相談業務に従事 |
| 3. 看護職員 | 2名以上 | (兼務) | 看護及び診療の補助的業務及び機能訓練業務に従事 |
| 4. 介護職員 | 5名以上 | | 利用者の生活介護業務に従事 |
| 5. 訓練指導員 | 1名以上 | (兼務) | 利用者の機能訓練業務に従事 |
| 6. 管理栄養士 | 1名 | (兼務) | 利用者の栄養指導・給食業務に従事 |
| 7. 調理員 | 1名 | (兼務) | 利用者の給食業務に従事 |

8. 事務員 1名 (兼務) 事務業務に従事

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間

日曜日から土曜日 (年中無休)	8 : 00 ~ 17 : 15
サービス提供時間	9 : 00 ~ 16 : 10

(利用定員)

第6条 利用定員

月曜日～土曜日	24名
日曜日	14名

(介護の内容及び利用料)

第7条 介護の内容及び利用料

1. 介護の内容

- (1) 送迎・健康管理・入浴・食事・機能訓練
- (2) 家族介護指導

2. 利用料等

- (1) 厚生労働大臣が定める額の1割又は2割
- (2) 法定代理受領分以外の料金
- (3) 食費 1食 500円
- (4) おむつ代 (実費)
- (5) 日常生活上で、通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当とみとめられるもの

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域

いわき市平 (草野地域)・四倉町・久之浜町 (田之網地域)

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 サービス利用に当たっての留意事項

1. 利用者の要介護状態にあわせ、利用当日の健康状態、心身の状況に応じたサービスの提供を実施できるよう努めるものとする。
2. 利用者の要介護状態の軽減若しくは、悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、目標を設定し計画的に実施するとともに入浴、食事、機能訓練、送迎等の項目ごとに留意事項を事業所にお

いて記載し、適正なサービスの提供に努めるものとする。

(緊急時における対応方法)

第10条 緊急時における対応方法

通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変等が生じた場合や、その他必要な場合は主治医又は協力医療機関へ連絡し、指示を受ける等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第11条 非常災害対策

特別養護老人ホーム 楽寿荘の消防計画を適用する。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 その他・運営に関する重要事項

1. 同一敷地内の特別養護老人ホーム 楽寿荘と連携を密にします。
2. 家族との連絡を密にしてコミュニケーションを心掛ける。
3. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉楽寿会と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は平成12年4月1日より施行
平成12年6月1日より施行
平成14年10月8日より施行
平成17年10月1日より施行
平成24年4月1日より施行
平成27年8月1日より施行